

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年2月12日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第2号

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(自動車税に係る証明書の交付手続)</p> <p>第36条 県税事務所の長は、<u>自動車の所有者から</u>条例第92条の規定による証明書の交付申請があった場合において、<u>当該所有者が当該自動車について</u>現に自動車税を滞納していないとき、又は自動車税を滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであると認められるときは、第92号様式の3による証明書を交付するものとする。</p> <p>第92号様式の3（その1）（第36条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(表)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(裏)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">自動車税納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)</p> <p style="text-align: center;">車検の際に必要</p> <p>下記領収日付印のあるものは、自動車税の滞納がないことを証明します。 ただし、登録番号、車台番号、有効期限欄に「*」印のあるものは、証明書として使用できません。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(登録番号)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">車台番号(下13けた)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">この証明書の有効期限</td> <td style="width: 80%;">年 月 日</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">香川県県税事務所長 印</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">領収日付印</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> </table> </div> </td> <td style="vertical-align: top;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>1 この証明書は、自動車の継続検査又は構造等変更検査の際に必要な証明書ですから、他の公課証明等には利用できません。</p> <p>2 この証明書に「*……」印があるもの、自動車の登録番号が変更されたもの、その他この証明書により難しいものについては、当事務所で別途証明を受けてください。</p> <p>3 この証明書の有効期限までに自動車を譲渡するときは、この証明書も譲受人に交付してください。</p> <p>4 前年度までの自動車税(延滞金を含む。)が完納されているにもかかわらず*印がある場合には、行き違いにつき御了承ください。</p> </div> </td> </tr> </table>	(表)	(裏)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">自動車税納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)</p> <p style="text-align: center;">車検の際に必要</p> <p>下記領収日付印のあるものは、自動車税の滞納がないことを証明します。 ただし、登録番号、車台番号、有効期限欄に「*」印のあるものは、証明書として使用できません。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(登録番号)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">車台番号(下13けた)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">この証明書の有効期限</td> <td style="width: 80%;">年 月 日</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">香川県県税事務所長 印</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">領収日付印</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> </table> </div>	(登録番号)		車台番号(下13けた)		この証明書の有効期限	年 月 日	領収日付印		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>1 この証明書は、自動車の継続検査又は構造等変更検査の際に必要な証明書ですから、他の公課証明等には利用できません。</p> <p>2 この証明書に「*……」印があるもの、自動車の登録番号が変更されたもの、その他この証明書により難しいものについては、当事務所で別途証明を受けてください。</p> <p>3 この証明書の有効期限までに自動車を譲渡するときは、この証明書も譲受人に交付してください。</p> <p>4 前年度までの自動車税(延滞金を含む。)が完納されているにもかかわらず*印がある場合には、行き違いにつき御了承ください。</p> </div>	<p>(自動車税に係る証明書の交付手続)</p> <p>第36条 県税事務所の長は、<u>道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条第1項の検査の申請をする者から</u>条例第92条の規定による証明書の交付申請があった場合において、<u>その検査を受けようとする自動車の所有者がその自動車について</u>現に自動車税を滞納していないとき、又は自動車税を滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであると認められるときは、<u>その申請者に対し、</u>第92号様式の3による証明書を交付するものとする。</p> <p>第92号様式の3（その1）（第36条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(表)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(裏)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">自動車税納税証明書 (継続検査用)</p> <p style="text-align: center;">車検の際に必要</p> <p>下記領収日付印のあるものは、自動車税の滞納がないことを証明します。 ただし、登録番号、車台番号、有効期限欄に「*」印のあるものは、証明書として使用できません。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(登録番号)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">車台番号(下13けた)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">この証明書の有効期限</td> <td style="width: 80%;">年 月 日</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">香川県県税事務所長 印</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">領収日付印</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> </table> </div> </td> <td style="vertical-align: top;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>1 この証明書は、自動車の継続検査を受けるときに必要な証明書ですから、他の公課証明等には利用できません。</p> <p>2 この証明書に「*……」印があるもの、自動車の登録番号が変更されたもの、その他この証明書により難しいものについては、当事務所で別途証明を受けてください。</p> <p>3 この証明書の有効期限までに自動車を譲渡するときは、この証明書も譲受人に交付してください。</p> <p>4 前年度までの自動車税(延滞金を含む。)が完納されているにもかかわらず*印がある場合には、行き違いにつき御了承ください。</p> </div> </td> </tr> </table>	(表)	(裏)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">自動車税納税証明書 (継続検査用)</p> <p style="text-align: center;">車検の際に必要</p> <p>下記領収日付印のあるものは、自動車税の滞納がないことを証明します。 ただし、登録番号、車台番号、有効期限欄に「*」印のあるものは、証明書として使用できません。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(登録番号)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">車台番号(下13けた)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">この証明書の有効期限</td> <td style="width: 80%;">年 月 日</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">香川県県税事務所長 印</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">領収日付印</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> </table> </div>	(登録番号)		車台番号(下13けた)		この証明書の有効期限	年 月 日	領収日付印		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>1 この証明書は、自動車の継続検査を受けるときに必要な証明書ですから、他の公課証明等には利用できません。</p> <p>2 この証明書に「*……」印があるもの、自動車の登録番号が変更されたもの、その他この証明書により難しいものについては、当事務所で別途証明を受けてください。</p> <p>3 この証明書の有効期限までに自動車を譲渡するときは、この証明書も譲受人に交付してください。</p> <p>4 前年度までの自動車税(延滞金を含む。)が完納されているにもかかわらず*印がある場合には、行き違いにつき御了承ください。</p> </div>
(表)	(裏)																								
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">自動車税納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)</p> <p style="text-align: center;">車検の際に必要</p> <p>下記領収日付印のあるものは、自動車税の滞納がないことを証明します。 ただし、登録番号、車台番号、有効期限欄に「*」印のあるものは、証明書として使用できません。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(登録番号)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">車台番号(下13けた)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">この証明書の有効期限</td> <td style="width: 80%;">年 月 日</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">香川県県税事務所長 印</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">領収日付印</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> </table> </div>	(登録番号)		車台番号(下13けた)		この証明書の有効期限	年 月 日	領収日付印		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>1 この証明書は、自動車の継続検査又は構造等変更検査の際に必要な証明書ですから、他の公課証明等には利用できません。</p> <p>2 この証明書に「*……」印があるもの、自動車の登録番号が変更されたもの、その他この証明書により難しいものについては、当事務所で別途証明を受けてください。</p> <p>3 この証明書の有効期限までに自動車を譲渡するときは、この証明書も譲受人に交付してください。</p> <p>4 前年度までの自動車税(延滞金を含む。)が完納されているにもかかわらず*印がある場合には、行き違いにつき御了承ください。</p> </div>																
(登録番号)																									
車台番号(下13けた)																									
この証明書の有効期限	年 月 日																								
領収日付印																									
(表)	(裏)																								
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">自動車税納税証明書 (継続検査用)</p> <p style="text-align: center;">車検の際に必要</p> <p>下記領収日付印のあるものは、自動車税の滞納がないことを証明します。 ただし、登録番号、車台番号、有効期限欄に「*」印のあるものは、証明書として使用できません。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(登録番号)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">車台番号(下13けた)</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">この証明書の有効期限</td> <td style="width: 80%;">年 月 日</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">香川県県税事務所長 印</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">領収日付印</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> </table> </div>	(登録番号)		車台番号(下13けた)		この証明書の有効期限	年 月 日	領収日付印		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <p>1 この証明書は、自動車の継続検査を受けるときに必要な証明書ですから、他の公課証明等には利用できません。</p> <p>2 この証明書に「*……」印があるもの、自動車の登録番号が変更されたもの、その他この証明書により難しいものについては、当事務所で別途証明を受けてください。</p> <p>3 この証明書の有効期限までに自動車を譲渡するときは、この証明書も譲受人に交付してください。</p> <p>4 前年度までの自動車税(延滞金を含む。)が完納されているにもかかわらず*印がある場合には、行き違いにつき御了承ください。</p> </div>																
(登録番号)																									
車台番号(下13けた)																									
この証明書の有効期限	年 月 日																								
領収日付印																									

第92号様式の3（その2）（第36条関係）

自動車税納税証明書

（継続検査・構造等変更検査用）

登録番号	
車台番号（下13けた）	
この証明書の有効期限	年 月 日

上記登録番号の自動車に係る自動車税は、滞納がないことを証明します。

年 月 日

香川県県税事務所長

印

第92号様式の3（その2）（第36条関係）

自動車税納税証明書

（継続検査用）

登録番号	
車台番号（下13けた）	
この証明書の有効期限	年 月 日

上記登録番号の自動車に係る自動車税は、滞納がないことを証明します。

年 月 日

香川県県税事務所長

印

第92号様式の3（その4）（第36条関係）

自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）		車検の際に必要
登 録 番 号	有 効 期 限	
車台番号（下13けた）	年 月 日	
年 月 日		
香川県県税事務所長 印		
<p>上記登録番号の自動車に係る自動車税は、滞納がないことを証明します。ただし、登録番号、車台番号、有効期限欄に「*」印のあるものは、証明書として使用できません。</p>		

第92号様式の3（その4）（第36条関係）

自動車税納税証明書（継続検査用）		車検の際に必要
登 録 番 号	有 効 期 限	
車台番号（下13けた）	年 月 日	
年 月 日		
香川県県税事務所長 印		
<p>上記登録番号の自動車に係る自動車税は、滞納がないことを証明します。ただし、登録番号、車台番号、有効期限欄に「*」印のあるものは、証明書として使用できません。</p>		

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の第92号様式の3（その1）及び第92号様式の3（その4）による用紙は、平成22年5月30日までの間、使用することができる。
- 3 改正前の第92号様式の3（その2）による用紙は、平成22年8月1日までの間、使用することができる。